

100条調査特別委員会記録

招集年月日	令和7年12月9日	午前10時00分
招集場所	多古町議会 議場	
開 会	令和7年12月9日	午前10時00分
出席委員	◎勝又一徳 ○飯田良一 宇井伸征 伊橋孝太郎 行橋千春 橋本孝之 佐藤利治 菅澤博隆 高坂恭子 土井秀敏 石渡悦子 鵜澤 茂	
欠席委員	佐藤幸三	
会議録署名委員	石渡悦子 鵜澤 茂	
事務局	事務局長 鈴木裕之 事務局 篠塚雪乃	
協議事項	1 調査報告書に記載する委員会としての結論について 2 ガイドラインの構成について 3 その他	

会 議 の 経 過

○委 員 長 おはようございます。ただいまの出席委員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより第12回100条調査特別委員会を開きます。

会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、多古町委員会条例第24条により、石渡悦子委員、鶴澤茂委員を指名いたします。

本日の議題につきましては、次第のとおりであります。委員各位のご協力のほどをよろしくお願いを申し上げます。

また、過日開きました委員会において、本委員会としての目的、着地点につきましては、協議の上、再発防止と決定しておりますが、本日皆様にご協議いただく内容につきまして、事務局より説明をお願いします。

鈴木事務局長。

○鈴木議会事務局長 それでは、まず調査報告書案の結論部分についてご説明をさせていただきます。調査報告書につきましては、他の自治体のもの等を参考に案を作成してございますけれども、本日は全体の構成がわかる目次部分、委員会としての結論のたたき台として作成をいたしました結論部分の二つを資料として添付してございます。

本日特にご確認、ご協議いただきたいのは、報告書全体の構成がこれでよろしいのか。目次部分のところですね。それから結論、総括の内容についてこちらでよろしいのか、その2点でございます。結論と総括につきましては、先ほど委員長が説明されましたとおり再発防止であることから、これを踏まえまして、町側と議員側の双方に言及して作成をしてございます。内容をご確認いただきまして、具体的な文言についてご協議いただければと思います。

また、ガイドラインのアウトラインにつきましては、弁護士に依頼する際にお伝えするガイドラインの構成という形になります。どのような内容、つまり大まかな目次であるとか、作成をしていただくコンテンツ、どのようなものをガイドラインに盛り込むかについてご協議をお願いいたします。事務局からは以上です。よろしくお願いいたします。

○委 員 長 ただいま事務局からの説明が終了いたしました。事務局説明のとおり、調査報告書に記載する具体的な内容について、ガイドラインのアウトラインについてをご協議いただきたいと思います。

初めに、調査報告書について皆様のご意見をお願いいたします。

ご意見はございませんか。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時03分

再 開 午前10時20分

○委 員 長 再開します。

ただいま休憩中にご協議をいただきました調査報告書に関する項目、そして結果、結論につきましては、皆様ご協議いただいたとおり修正を加え、さらにこのまま進めるということによってよろしいでしょうか。

「はい。」の声。

○委員長 了解いたしました。

それでは、この案をもってガイドラインの作成を弁護士に依頼することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし。」の声。

○委員長 異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

次に、ガイドラインのアウトラインについてご意見をお願い申し上げます。

休憩します。

休 憩 午前10時21分

再 開 午前10時25分

○委員長 再開します。

ただいま休憩中にガイドラインのアウトラインについては、ガイドライン作成者である帖佐さんとの協議の上、ガイドラインを作成したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし。」の声。

○委員長 異議なしと認めます。さよう決定をいたしました。

以上で本日の議題は全て終了となりますが、皆様からその他として何かございますか。

「なし。」の声。

○委員長 ないようでしたら、以上で本日の委員会を閉じます。お疲れ様でした。

閉会 午前10時25分

ここに会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

令和7年12月9日

委員長 勝 又 一 徳

署名委員 石 渡 悦 子

署名委員 鵜 澤 茂